

日医発437号（保険）
令和5年5月29日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
（公印省略）

地域包括診療加算及び地域包括診療料の施設基準に規定する
慢性疾患の指導に係る適切な研修について

日頃、地域医療の確保にご尽力いただきまして、誠にありがとうございます。

標記研修の取扱いにつきまして、改めて下記のように整理しましたので、お知らせいたします。

記

地域包括診療加算及び地域包括診療料の施設基準に規定する慢性疾患の指導に係る適切な研修は、2年毎の届出が必要とされているものの、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、当該研修が中止される等のやむを得ない事情により、研修に係る施設基準を満たせない場合、届出を辞退する必要はなく、引き続き算定可能である特例が適用されてまいりました。

その後、令和5年4月6日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う施設基準等に関する臨時的な取扱いについて」（令和5年4月7日付け日医発第112号（保険））により、当該特例は、この事務連絡が発出された令和5年4月6日から2年を経過した日に終了することとされました。

したがって、特例の取扱いが終了となった後も、引き続き地域包括診療加算及び地域包括診療料を算定する場合には、この2年間に所定の研修を受講の上、届出を行っていただくようお願いいたします。

慢性疾患の指導に係る適切な研修は、高血圧症、糖尿病、脂質異常症及び認知症を含む複数の慢性疾患の指導に係る研修であり、服薬管理、健康相談、介護保険、禁煙指導、在宅医療等の主治医機能に関する内容が適切に含まれ、継続的に2年間で通算20時間以上の研修（高血圧症、糖尿病、脂質異常症及び認知症のそれぞれ1時間以上の研修を含む。）を修了している必要がありますが、オンライン会議システムやeラーニングによる受講で差し支えないとされております（令和4年3月31日付け事務連絡「疑義解釈資料の送付について（その1）」、令和4年6月29日付け事務連絡「疑義解釈資料の送付について（その15）」）ことから、今後もこの対応を継続してまいります。

なお、都道府県医師会で研修会を実施する場合、令和元（2019）年に配布いたしました研修用DVDを活用いただくことで問題ありません。

このDVDの内容につきましては、専門家に確認していただき、更新が必要な部分があれば、当該収録部分の更新や日医eラーニングのコンテンツを更新し、最新の情報を取得できるようにするなど、必要な補てんをしていく予定です。

また、日本医師会生涯教育制度における日医eラーニングの受講の他、都道府県医師会が主催する研修会や学会等が主催する研修会（座学研修、web研修やeラーニングなど）の組み合わせによって20時間の要件を満たすことが可能でありますので、適切に受講いただきますようお願いいたします。